

# お確かめください。給付の内容

## 1. 療養の給付（病院で診察、医療を受けたときなど）

自己負担割合	就学前乳幼児	0割（社会保険の方及び、国保加入者で県外受診された時は、領収書を添付して役場に申請すれば後で支給されます）
	69歳まで	3割
	70歳以上	1割（一定以上の所得者は2割）



この他にも、コルセット代等について、いったん全額を支払ったあとで申請すれば、後で自己負担分を除いた額が支給されたり、被保険者の出産、死亡に対してもお金が支払われます。

## 2. 高額医療費の支給

同一月に自己負担額が高額になり、限度額を超えた場合に申請後支給されます。（領収書を添付）

70歳未満		自己負担限度額		70歳以上	
	1～3回目	4回目以降	一般	外来(個人ごと)	入院及び世帯限度額
一般(1%加算あり)	72,300円	40,200円	12,000円	40,200円	
上位所得者(シ)	139,800円	77,700円	40,200円	72,300円	1%加算あり
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	8,000円	24,600円	
			8,000円	15,000円	

## 3. 入院時

入院中の食事代は高額療養費の対象になりません。



### 入院時の食事代の標準負担額（1日あたり）

一般（下記以外の人）	780円
住民税非課税世帯	90日までの入院 650円
低所得Ⅱ（高齢受給者） 区分Ⅱ（老人医療受給者）	90日以上 の入院 （過去12ヵ月の入院） 500円
低所得Ⅰ 区分Ⅰ	300円

住民課税非課税世帯の方は「減額認定証」が必要になります。役場保健福祉課に申請してください。

◎届出は14日以内に

### 国保高齢受給者証の更新について

昭和7年10月1日以降生まれの方には高齢受給者証を交付しています。

受給者証は8月1日から翌年7月までの有効期限（毎年更新）となっています。8月からは新しい高齢受給者証を保険証と一緒に掲示してください。（非提示の場合一部負担金が1割の方も2割となります）

### 退職者医療制度について

国保に加入している方で厚生年金などを受けており、加入期間が20年以上又は40歳以降の加入期間が10年以上の方には国民健康保険退職被保険者証が交付されます。年金証書・印鑑・被保険者証を持参の上、14日以内に届け出てください。

## “村の一人当たり医療費は30万円”～県内90市町村中83位です～

先頃、県国保連により公表された平成15年度県内90市町村の一人当たり医療費は、平均で36万390円です。本村は30万3,655円で、県内83位と大変低い位置を占めています。

これは、村の健康づくり事業と村民の皆さんの日頃の健康管理の成果であり、今後も健康管理に留意し、医療費の削減に努めたいものです。

## 国保税は大切な財源です

国民健康保険（国保）は、安心して医療が受けられるように所得額等に応じてお金を出し合い、医療費などの給付に充てることを目的とした相互扶助制度です。

その財源は、国や県からの補助金のほかに医療機関の窓口で支払う一部負担金を除いた額を国保税として国保に加入する世帯が負担することによって運営されています。



# 国保税

# 税率等が改正されました

## 国保税の税率等を改正（引下げ）しました

国保税は国保に加入している人数や所得額、資産に応じて4つの算式（所得割・資産割・均等割・平等割）を合計して世帯主に対して賦課決定します。

平成16年度の税率等を表1のとおり改正しました。医療分・介護分ともに、税率は引き下げになりました。この結果、1世帯当たりの平均保険税額は医療分が151,923円、介護分は24,996円となります。

なお、前年度と比較すると医療分と介護分合わせて1世帯当たり22,912円の減額となります。

（表1）

区分	課税対象	医療分		介護分	
		改正前(H15)	改正後(H16)	改正前(H15)	改正後(H16)
所得割	前年中の総所得金額から33万円を差引いた額	8.22%	6.79%	1.24%	0.99%
資産割	固定資産税額	29.10%	26.38%	6.13%	5.35%
均等割	被保険者1人につき	22,510円	20,620円	7,120円	6,360円
平等割	1世帯につき	25,300円	22,500円	4,100円	3,700円
課税限度額		53万	53万	8万	8万
1人当たり平均税額		58,269円	53,043円	18,671円	16,397円
		(比較)	▲5,226円		▲2,274円
1世帯当たり平均額		171,946円	151,923円	271,885円	24,996円
		(比較)	▲20,023円		▲2,889円

当初課税の状況と比較をしています。

### 保険証に異動があった場合には

職場の健康保険に加入もしくは職場を退職したり、世帯主を変更したなど国保の被保険者資格に異動があった場合、異動があった月にさかのぼって納めなければなりません。保険証に異動があった場合は速やかに（14日以内）役場窓口へ届け出をお願いします。

### 国保税を納めない

特別な理由もなく国保税の滞納が続くと、有効期限の短い「短期被保険者証」や「被保険者資格証明書」が交付される場合があります。資格証明書が交付されると医療費はいったん全額自己負担となります。必ず納期限までに納めてください。

納付が困難な方には、納付相談に応じます。（住民課税務係・収納係 ☎42-1615）